

## 役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・レポート

### 今回のテーマ： 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）の概要

平成 27 年 5 月 26 日に企業会計基準委員会から公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」が公表されました。

#### <経緯と公開草案の概要>

繰延税金資産の回収可能性に関しては、監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下、「報告第 66 号」）に基づき会計実務が行われてきましたが、企業会計基準委員会ではこれに対する問題意識があったことから、本公開草案に報告第 66 号の内容を引き継いだ上で、見直しを行い、今般、公表されたものです。

報告第 66 号では、会社を 5 つに分類し、それに応じて、繰延税金資産の回収可能性を見積る枠組みでしたが、公開草案でも当該枠組みは踏襲されています。分類 1 と 5 の会社は、改正による影響はないと考えられますが、分類 2～4 の会社は改正により繰延税金資産を多く計上できる余地ができたものと考えられます。

会社 分類	分類判断の主な要件 (報告第 66 号)	主な改正点	
		要件に関する改正点	回収可能性に関する改正点
2	連続してある程度の 経常利益を計上	「経常利益」に代え、「臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得」で判断	スケジューリング不能な一時差異も将来回収可能であると合理的に説明できる場合は回収可能性ありと取扱う
3	過去の経常損益が不安定		実務上「5年」であった将来課税所得の見積可能期間を将来回収可能であると合理的に説明できる場合は延長可能
4	期末において重要な 税務上の繰越欠損金 が存在	「期末に」ではなく、「過去または当期に」とし、残高ではなく発生ベースに変更	従来の「4但書」を見直し、将来課税所得が生じることを合理的に説明できる場合は分類 2～4 のいずれかに該当するとして取扱う

#### お見逃しなく！

- 平成 28 年 3 月期末から早期適用可能とされています。
- 繰延税金資産の回収可能性は、過去実績ではなく、将来予測により見積ることになりました。将来の課税所得見積りを合理的に説明できるかがポイントになります。
- 適用初年度の影響額は PL を通さず期首剰余金に計上するため、期末に向け業績が悪化した場合には、繰延税金資産取崩しにより最終損益が著しく悪化するリスクがあります。